

令和7年7月1日(火)
四街道市 報道発表資料



開庁時間の変更について

— 窓口および電話受付時間を変更します —

業務の見直しや新たな取り組みなどを検討する時間を確保するほか、働き方改革の推進を目的として市役所の開庁時間を変更します。

■開始時期

令和7年10月1日(水)

■開庁時間

変更前 午前8時30分から午後5時15分まで

変更後 午前9時から午後4時30分まで

※職員の勤務時間(午前8時30分から午後5時15分まで)に変更はありません。

■対象施設

市役所本庁舎、第二庁舎(市民ギャラリーを除く)、保健センター、クリーンセンター、企業庁舎、消防庁舎(本部のみ)、青少年育成センター、みんなで地域づくりセンター

■電話対応について

電話の受付時間も午前9時から午後4時30分までに変更します。

※各課への直通電話は開庁時間以外繋がりにません。(音声案内のみ)

開庁時間以外で緊急の場合には、代表電話で対応します。

お問い合わせ先

総務部人事課

担当: 古川・高木

☎ 043-421-6105